

大阪府産業廃棄物指導課及び事業所指導課からのお知らせ

平成24年4月1日から豊中市が中核市に移行します！

豊中市の中核市移行に伴い、平成24年4月1日から、廃棄物処理法（産業廃棄物及び施設設置に関する条項）、自動車リサイクル法、PCB 廃棄物特別措置法の権限が豊中市に移譲されるとともに、大阪府循環型社会推進条例については適用外になります（ほぼ同内容の条例が豊中市で施行されます）。平成24年4月1日以降は、以下の手続きの窓口が豊中市に変わりますのでご注意ください。

■産業廃棄物に関する許可申請等の手続き関係（平成24年4月1日以降）

関連法令等	業務内容
廃棄物処理法	○産業廃棄物処理業または排出事業者に関する以下の事項 ・産業廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）の許可、指導等に関する こと。 ・産業廃棄物処理施設の設置等許可、指導に関すること。 ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書に関すること。 ・多量排出事業者の計画・報告に関すること。 ・建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の事業場外保管に関する届出に 関すること。 ○その他 ・産業廃棄物の不適正処理対策（監視・指導、命令等）に関すること。 ・廃棄物が地下にある土地の指定に関すること。
自動車リサイクル法	・登録業（引取業、フロン類回収業）の登録、指導等に関すること。 ・許可業者（解体業、破碎業）の許可、指導等に関すること。
PCB 廃棄物特別措置法	・PCB 廃棄物の保管等の届出に関すること。

■豊中市の担当課（平成24年4月1日以降）

豊中市 環境部 環境センター 減量推進課

〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号

※電話番号につきましては、現在調整中です。

なお、平成24年3月31日までは大阪府にお問い合わせください。